特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

港区は、住民基本台帳に関する事務において、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、区民等のプライバシー等への権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	住民基本台帳事務では事務の一部を外部業者に委託している。情報の不正使用対策として、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、秘密保持に関し契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

港区長

公表日

令和8年10月26日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	市区町村（特別区を含む。）が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市区町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に基づき、作成されるものであり、市区町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市区町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住基ネット）を都道府県と共同して構築している。 市区町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1. 個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 2. 転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 3. 住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 4. 転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市区町村に対する通知 5. 本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 6. 住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 7. 地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への本人確認情報の照会 8. 住民からの請求に基づく住民票コード及び個人番号の変更 9. 個人番号の通知及び個人番号カードの交付 10. 個人番号カード等を用いた本人確認 ※申請・届出等は、窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領する。 なお、9.「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、総務省令（平成26年総務省令第85号）により、地方公共団体情報システム機構に事務の一部を委任する。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。
③システムの名称	1. 住民記録システム　2. 住基ネットゲートウェイシステム　3. 住民基本台帳ネットワークシステム　4. システム共通基盤　5. 中間サーバー連携システム　6. 中間サーバー　7. 証明書自動交付システム　8. 窓口総合支援システム　9. サービス検索・電子申請機能　10. 申請管理システム（MINATO申請ネット）

2. 特定個人情報ファイル名
1. 住民基本台帳ファイル　2. 本人確認情報ファイル　3. 送付先情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第7条（指定及び通知） ・第16条（本人確認の措置） ・第17条（個人番号カードの交付等） 2. 住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号） （平成25年5月31日法律第28号施行時点） ・第5条（住民基本台帳の備付け） ・第6条（住民基本台帳の作成） ・第7条（住民票の記載事項） ・第8条（住民票の記載等） ・第12条（本人等の請求に係る住民票の写し等の交付） ・第12条の4（本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例） ・第14条（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置） ・第24条の2（個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例） ・第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） ・第30条の10（通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供） ・第30条の12（通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条8号（特定個人情報の提供の制限）及び同号に基づく主務省令第2条の表 （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項 （1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項） （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠） ：なし （住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない）

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	芝地区総合支所　区民課
②所属長の役職名	区民課長

6. 他の評価実施機関
―

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒105-8511 東京都港区芝公園1丁目5番25号 芝地区総合支所　区民課 〒106-8515 東京都港区六本木5丁目16番45号 麻布地区総合支所　区民課 〒107-8516 東京都港区赤坂4丁目18番13号 赤坂地区総合支所　区民課 〒108-8581 東京都港区高輪1丁目16番25号 高輪地区総合支所　区民課 〒105-8516 東京都港区芝浦1丁目16番1号 芝浦港南地区総合支所　区民課

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	芝地区総合支所　区民課　個人番号カード交付推進担当 電話番号　03-6698-9394

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　30万人以上　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[　基礎項目評価書及び全項目評価書　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[ ]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[ ]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[○]接続しない（入手）**	**[ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[ ]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、住民基本台帳に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等（USB メモリを含む。）の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査	
実施の有無	[○] 自己点検　　[○] 内部監査　　[　　] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[　特に力を入れて行っている　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	[　　] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年6月23日	Ⅰ 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 住民記録システム 2. 住基ネットGWシステム 3. 住民基本台帳ネットワークシステム 4. システム共通基盤 5. 中間サーバ連携システム 6. 中間サーバー	1. 住民記録システム 2. 住基ネットGWシステム 3. 住民基本台帳ネットワークシステム 4. システム共通基盤 5. 中間サーバー連携システム 6. 中間サーバー 7. 証明書自動交付システム	事前	重点項目評価書の重要な変更に併せて事前提出
平成27年11月24日	Ⅰ 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（未記載）	85の2項	事後	法別表第二に事務が追加されたため
平成28年4月15日	Ⅰ 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	8. 住民からの請求に基づく住民票コードの変更	8. 住民からの請求に基づく個人番号の変更	事後	平成28年1月以降の事務の変更のため
平成29年4月1日	Ⅰ 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	区民課長 上村 隆	区民課長 安藤 俊彰	事後	人事異動に伴う変更
平成29年5月22日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	しきい値を再確認したため
平成29年8月1日	Ⅰ 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、117、120の項）	（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項）	事後	法別表第二の根拠修正
平成29年8月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	10万人以上30万人未満	30万人以上	事後	しきい値を再確認したため
平成29年8月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成29年8月1日 時点	事後	しきい値を再確認したため
平成30年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年8月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	しきい値を再確認したため
平成31年4月1日	平成31年1月版様式2に変更			事後	様式変更のため
平成31年4月1日	Ⅰ 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	区民課長 安藤 俊彰	区民課長	事後	氏名記載不要となったため
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	しきい値を再確認したため
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策 全項目を新規記載			事後	様式変更のため
令和2年4月1日	Ⅰ 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85ノ2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項）	（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85ノ2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項）	事後	法別表第二の根拠修正
令和2年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	しきい値を再確認したため
令和3年3月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年3月1日 時点	事後	しきい値を再確認したため
令和3年6月4日	Ⅰ 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1から7 略	1から7 略 8 窓口総合支援システム	事前	全項目評価書の重要な変更に併せて事前提出
令和3年6月30日	Ⅰ関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）	事前	番号法改正のため
令和4年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	しきい値を再確認したため
令和4年4月1日	Ⅰ 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項）	（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項）	事後	法別表第二の根拠修正
令和5年2月3日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	1から10 略	1から10 略 ※申請・届出等は、窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領する。	事前	サービス検索・電子申請機能の利用に伴う見直し
令和5年2月3日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	1から8 略	1から8 略 9 サービス検索・電子申請機能 10 申請管理システム（MINATO申請ネット）	事前	サービス検索・電子申請機能の利用に伴う見直し
令和5年2月3日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年1月1日時点	事前	しきい値を再確認したため
令和5年6月21日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年1月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月21日	Ⅱしきい値判断項目　1.対象人数　2.取扱者数　いつ時点の計数か	令和5年４月１日時点	令和6年４月１日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和6年6月21日	Ⅰ関連情報　1．特定個人情報を取り扱う事務　③システムの名称	2．住基ネットゲートウェイシステム	削除 ※以降のシステムの項番繰り上げ	事後	利用システムの機能変更に係る修正
令和8年3月18日	新様式移行				
令和8年3月18日	基礎項目評価書 Ⅰ　関連情報 3．個人番号の利用	・第１２条の１（本人等の請求に係る住民票の写し等の交付）	第１２条（本人等の請求に係る住民票の写し等の交付） 　・第１２条の４（本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例）	事後	番号法改正のため
令和8年3月19日	基礎項目評価書 Ⅰ　関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）　別表第二（別表第二における情報提供の根拠） 　第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項 （1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、 59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、 107、108、111、112、113、114、116、117、120の項） （別表第二における情報照会の根拠） 　なし （住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない）	・番号法第19条8号（特定個人情報の提供の制限）及び同号に基づく主務省令第2条の表（番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）に「住民票関係情報」 が含まれる項 （1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項） （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠） ：なし （住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない）	事後	番号法改正のため
令和8年6月19日	Ⅰ　関連情報 8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	芝地区総合支所　区民課　個人番号カード交付推進担当 電話番号　03-3578-3151	芝地区総合支所　区民課　個人番号カード交付推進担当 電話番号　03-6698-9394	事後	連絡先変更のため